

質問回答

2015 年月日

「ネパール国シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」

(公示日 : 2014 年 12 月 24 日 / 公示番号 : 141103) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書、第2 業務の目的・内容に関する事項、5 . 実施方針及び留意事項、(13) 先方負担事項について(P16)。	指示書では「ネパール側は JT/JTA も含めたカウンターパートの給与と日当を支給することとなり、日本側はカウンターパートの人件費は支払わないことを確認済みである」とあります。これを踏まえ、CPの担当地域内外でのプロジェクト諸活動に関わる日当類(出張日当、研修講師手当、研修資料作成手当等、ネパール政府の規定にあるものを含む)については、本プロポーザルでは一切、見積の必要は無い、という理解で良いでしょうか？	プロポーザル段階での見積もりの必要はありません。
2	業務指示書、第2 業務の目的・内容に関する事項、5 . 実施方針及び留意事項、(13) 先方負担事項について(P16)。	直接カウンターパート以外の政府その他関係者(例:地方開発省、森林省、女性開発省、他民間人など)については、各種日当を払う必要があります。本プロポーザルについても見積もるという理解で宜しいでしょうか？	プロポーザル段階での見積もりの必要はありません。

以上